

家屋を取り壊したときは届出が必要です!

固定資産税は毎年1月1日時点で固定資産課税台帳に登録されている資産に課税されます。家屋の取り壊しの届出がないと翌年度以降も固定資産税が課税されます。家屋を取り壊したときは、お早めに「家屋滅失届」を提出してください。

また、家屋を登記している場合は、法務局で滅失登記の手続きをお願いします。

詳しくは、町民税務課までお問い合わせください。

※届出用紙は町のホームページ及び町民税務課窓口に備え付けてあります。



■新築・増築されたら家屋調査にご協力ください

新築・増築された家屋は、完成した翌年から固定資産税が課税または変更されます。これらの税額の基礎となる評価額を算出するために、地方税法に基づき調査員(町民税務課職員)が訪問して家屋の調査を行います。建築確認申請が不要な家屋も家屋調査の対象となりますので、新築・増築された場合は町民税務課までお申し出ください。



●お問い合わせ 町民税務課 ☎37-2193 (担当:村山)

ホームタンクからの油流出に注意!

これからの時期、一般家庭のホームタンクや事務所のタンクから油が流出するケースが発生しています。作業を行う場合は、十分に注意しましょう。

- ◎灯油を小分けする際は「その場を離れない」「目を離さない」
- ◎ホームタンクや給油管が破損していないか施設の点検を行いましょう。



油の回収や処理にかかった費用は原因者の負担になります!

油の流出を発見した場合は、役場または消防署に連絡してください。

●お問い合わせ 町民税務課 ☎37-2114 (担当:高橋(慎))

みんなが「住みたい」セケ宿を目指して 支援金・助成金を支給します

くらし応援通勤支援金

町内のガソリンスタンドで利用できる「通勤支援給油券」を年間最大12,000円分発行します。

- 対象者 次のすべてに該当する必要があります。
 - ①町内に住所があり、町外の会社等に通勤している方。
 - ②平成31年4月1日現在で、65歳以下の方。
 - ③現在通勤している会社等に引き続き1年以上就労しようとする方。
 - ④1日6時間以上かつ週4日以上就労している方。
 - ⑤自家用自動車(家族所有でも可)や、公共の交通機関を利用して通勤している方。
 - ⑥町税等に滞納のない方。※町内に住所があっても実際は居住していない方は支援を受けることができません。
※自家用車を事業用の車として利用し、会社の経費で給油している方は支援を受けることができません。



民間賃貸住宅家賃助成金

町内の民間賃貸住宅(戸建て・アパート)に入居されている方の家賃月額から30,000円を差し引いた額を助成します。

- 助成額 家賃月額から30,000円を差し引いた額(限度額20,000円)
子育て世帯(18歳以下の子供を育てる家庭)については限度額25,000円
- 対象者
 - ①町内に2年以上継続して定住する方。
 - ②民間賃貸住宅に居住し町内に住所を有する方。※記載事項以外の条件が有りますので詳しくはお問い合わせ下さい。
※公務員は対象になりません。



次世代リーダー定住育成助成金

地域の担い手として定住や就業の促進と地域団体の活動を推進するため助成金を支給します。

- 助成額 月額20,000円を3年間
月額10,000円を3年間(国及び地方公共団体、それに準ずる機関に任用されている者)
- 対象者
 - ①町内に住所があり、かつ助成金支給後5年以上居住する意思がある方。
 - ②助成申請日において年齢が満30歳未満の方。
 - ③町が構成する団体又は地域活動団体に所属し、かつ町が主催する行事、地域の自主活動、福祉活動及び文化・振興活動に積極的に参加する方。※記載事項以外の条件が有りますので詳しくはお問い合わせ下さい。

婚活支援事業

株式会社ツヴァイ、みやぎピサ(みやぎ青年婚活サポートセンター)が提供する結婚相手紹介サービスに入会した際の、入会・月額費用等を最大5年間全額助成します。

- 対象者 町内に1年以上住民登録をしている20歳以上の独身男女で本人と家族に税金等の滞納がない方。

●お問い合わせ 町民税務課 町民係 ☎37-2114